

宇都宮市茂原健康交流センターにおける高齢者等生きがいつくり事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市（以下、「市」という。）が、宇都宮市茂原健康交流センター（以下、「センター」という。）において高齢者や障がい者の生きがいつくりや世代間・地域間交流を図るために行う事業（以下、「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「高齢者」とは、実施日の属する年度において満65歳以上の者をいう。

2 この要領において「障がい者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の児童相談所において療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(事業)

第3条 市は、センターのステージ（以下、「ステージ」という。）において、高齢者や障がい者の団体の日頃の練習や活動の成果を発表できる事業を行う。

(委託)

第4条 市長は、前条の事業の実施に関することについて、指定管理者に委託するものとする。

(対象団体)

第5条 事業に参加できる団体は、団体の構成員の2分の1以上が、高齢者または障がい者で構成された、おおむね5名以上の団体とする。

(実施日等)

第6条 事業の実施日は、毎月第2金曜日とする。（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌週の金曜日とする。）

2 事業の実施時間は、午前10時から午後0時で、1単位あたり30分とし、その区分

については別表 1 のとおりとする。

4 1 団体の出演者数は、おおむね 5 名以上 3 0 名以下とする。

5 1 団体の発表は、原則として 1 実施日あたり 1 単位とする。ただし、団体の規模等の特別な理由がある場合は、1 実施日あたり 4 単位までの発表も認めるものとする。

(参加申込)

第 7 条 参加申込は、別表 2 の申込期間（休館日を除く。）にセンターにおいて行う。

2 受付は、参加申込書の内容を審査したうえで行うものとする。

3 センターは、1 実施日に対する参加申込が 4 団体を超える場合は、抽選等により調整するものとし、参加の可否について、当該団体に通知するものとする。

4 受付期間終了後において、発表の単位に空きがある場合は、随時、参加申込ができるものとする。

(参加料等)

第 8 条 事業の参加料は無料とする。

2 事業に参加した団体の構成員が、事業実施中にステージ及び会議室以外を利用する場合又は事業終了後においてセンターを利用する場合の利用料金は、宇都宮市茂原健康交流センター条例第 4 条によるものとする。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

平成 1 5 年 9 月 1 日から適用する。

別表 1 （第 6 条第 2 項関係）

番号	発表の区分
1	午前 10 時から午前 10 時 30 分
2	午前 10 時 30 分から午前 11 時
3	午前 11 時から午前 11 時 30 分
4	午前 11 時 30 分から午後 0 時

別表 2 （第 7 条第 1 項関係）

実施日の属する月	受付期間
4 月, 5 月, 6 月	3 月 1 日から 7 日
7 月, 8 月, 9 月	6 月 1 日から 7 日
10 月, 11 月, 12 月	9 月 1 日から 7 日
1 月, 2 月, 3 月	12 月 1 日から 7 日